



FAIRTRADE
JAPAN

Fairtrade Label Japan (FLJ)
特定非営利活動法人フェアトレード・ラベル・ジャパン

国際フェアトレード認証ラベル

小規模ライセンス 規定

R-09

| | | |
|-----------------------------|--------------|--------|
| Fairtrade Label Japan (FLJ) | Document No: | R-09 |
| 小規模ライセンス規定 | Version: | 3.0 |
| | Page: | 2 of 8 |

1. 目的

本規定書は、日本国内における国際フェアトレード認証ラベルの小規模ライセンシー向けライセンスについて規定する。

2. 関連書類

R-01 用語規定

R-02 料金規定

R-03 ライセンス規定

R-04 認証・監査規定

R-06 国際フェアトレード認証ラベル使用規定（一般）

R-08 国際フェアトレード認証ラベル使用規定（コットン製品）

ライセンス契約書

CONNECT マニュアル

3. ライセンスの対象物

ライセンスの対象物である国際フェアトレード認証ラベル（図 3.1 以下、認証ラベル）は、国際フェアトレードラベル機構（Fairtrade International）の独占的所有物であり、世界知的所有権機関 World Intellectual Property Organization – WIPO に登録された国際的な登録商標である（国際登録 第 806431 号）。フェアトレード・ラベル・ジャパン（以下、FLJ）は、国際フェアトレードラベル機構よりライセンス許可を得た、日本における認証ラベルの専用使用権者である。



図 3.1 国際フェアトレード認証ラベル

4. 認証ラベル ライセンス機関

FLJ は、日本において認証ラベルのライセンスを許可する唯一のラベル認証機関である。

5. ライセンスの有効期間

| | | |
|-----------------------------|--------------|--------|
| Fairtrade Label Japan (FLJ) | Document No: | R-09 |
| 小規模ライセンス規定 | Version: | 3.0 |
| | Page: | 3 of 8 |

有効期間は定めない。ただし、監査により国際フェアトレード基準に反した行動が見つかり、指定期間内に改善が認められない場合、ライセンスは取り消される。

6. 小規模ライセンシー ライセンス対象者

以下の条件をすべて満たす組織を、小規模ライセンシーと定義する。

- 最終製品を製造し販売するライセンシーである。または最終製品を販売するライセンシーである。
- 原料の原産国からフェアトレード最低価格、かつ（または）プレミアムを保証するペイヤーとして国際フェアトレード認証原料・製品の輸入業務を行っていない。
- 他業者への国際フェアトレード認証原料（未完成品）卸売りを行っていない。
- 年間総売上高が1億円以下である。

7. 小規模ライセンシー申請の流れ

ライセンス取得のための申請手順を以下に示す。

（1）申請書の提出

国際フェアトレード認証申請書(様式A)に必要事項を記入し、以下の添付書類と共に FLJ へ提出する。

（添付書類）

- ・ 法人の登記簿謄本（コピーでも可）
- ・ 事業概要がわかる書類（会社案内、パンフレット、活動報告書など）
- ・ 会社全体の年間総売上高が確認できる書類
- ・ 「様式 K：認証に関する内容確認書」

（2）FLJ による審査

FLJ は、組織の行動または活動が規範(The code:

https://files.fairtrade.net/2019_FairtradeOrganizationCode.pdf) にそぐわない場合、例外的なケースとして申請を拒否することができる。ただし判断は客観的な基準に基づいて公平にされる必要があり、裏付けされた証拠がなければならない。

FLJ は申請書を受領後、以下に従って審査を行い、承認または否認の判断をする。

- ① 申請された製品が認証範囲に含まれるかを確認する。
- ② 申請された製品が消費者向けであり、販売前に小分け、再包装などが行われなことを確かめ、さらに、申請組織が輸入、卸等の認証を必要としないことを確認する。なお、製造を行う場合は、別途「国際フェアトレード認証契約」が必要となる。

| | | |
|-----------------------------|--------------|--------|
| Fairtrade Label Japan (FLJ) | Document No: | R-09 |
| 小規模ライセンス規定 | Version: | 3.0 |
| | Page: | 4 of 8 |

- ③ 提出されたすべての製品申請書類、製品パッケージが、国際フェアトレード基準および各種認証ラベル使用規定に定められた要件を満たしているかの確認をする。なお、製品申請は契約締結後に行ってもよい。

審査の結果、FLJがライセンスの付与を否認した場合、FLJは申請者にライセンスが付与できない理由、および苦情および異議申し立て手順、および再申請の手続きについて通知する。

(3) ライセンス契約書、認証契約（製造を行う場合）の内容確認
 審査を通過するとライセンス契約書が送付される。製造を行う小規模ライセンスは認証契約書も送付される。申請者は内容を確認する。

(4) ライセンスの許可
 契約内容の合意後、FLJは初回認証料の請求書を送付する。申請者による振込が完了された後、FLJはライセンス契約書、認証契約書（該当する場合）を申請者に送付する。契約締結日は初回認証料振込日とする。

8. オンライン申請システム CONNECT

次項より説明される、認証製品・製品パッケージの申請、販売報告はオンライン申請システム CONNECT（以下、CONNECT）より小規模ライセンスによってなされ、FLJはCONNECTを通して承認・否認の通知を行うものとする。小規模ライセンスは、フェアトレードの担当者を最低一名任命し、FLJに通知しなければならない。FLJは担当者のアカウントと仮パスワードを発行し、担当者にメールにて通知する。

なお担当者が変更になった場合には、小規模ライセンスはFLJに速やかに通知すること。FLJは前任者のアカウントを無効にし、後任者のアカウントを新規に発行する。CONNECTのアカウントは担当者毎に管理されるべきであり、複数の職員で同一アカウントを共有してはならない。

CONNECTの使用に関する一連のマニュアルは、CONNECT「ドキュメント」ページにて閲覧することができる。

9. 認証製品・製品パッケージの申請

小規模ライセンスは、認証原料（製品）の調達前に、認証製品の申請をCONNECTより行う。FLJは以下の項目について確認する。FLJは、承認に必要なすべての情報が提出された後2週間以内に、小規模ライセンスに承認、修正依頼または否認の通知を行うものとする。

- ① すべてのサプライチェーンの組織（不明の場合には少なくとも、直接のサプライヤー）が、有効な国際フェアトレード認証を保持しているか。

| | | |
|-----------------------------|--------------|--------|
| Fairtrade Label Japan (FLJ) | Document No: | R-09 |
| 小規模ライセンス規定 | Version: | 3.0 |
| | Page: | 5 of 8 |

- ② 原産地についての記載が製品にある場合、生産者までのすべてのサプライチェーンの組織が、有効な国際フェアトレード認証を保持しているか。
- ③ 生産者への恩恵やフェアトレードプレミアムの用途に関して製品パッケージに記載する場合、情報は正確であり、印刷時において最新であるか。
- ④ 自発的な物理的トレーサビリティが適用された認証原料を利用する場合、製品および製品に含まれる認証原料がトレーダー基準及び産品基準で定められる物理的トレーサビリティ要求事項を順守しているか。
- ⑤ 製品に占めるフェアトレード認証原料の割合が、トレーダー基準、産品基準で定められる要求事項を順守しているか。
- ⑥ 別途定める R-06 国際フェアトレード認証ラベル使用規定（一般）、R-08 国際フェアトレード認証ラベル使用規定（コットン製品）、または国際フェアトレード原料調達制度ラベル使用規定に従って、製品パッケージが作成されているか。
- ⑦ フレッシュフルーツや野菜の場合、承認されたパッケージ又はシール等が小規模ライセンスから生産者、または輸出組織に提供されたか。
- ⑧ 製品の例外適用申請が同時にされる場合、その申請理由が妥当であるか。また必要な書類が添付されているか。

なお、小規模ライセンスは、製品認証の承認通知を FLJ より受領後、国際フェアトレード基準を順守して、認証製品の製造、販売をすることができる。

10. 海外での越境販売（Cross Border Sales）

日本で承認を得た認証製品を海外にて販売する場合、CONNECT より必ず越境販売の申請をし、販売国を管轄するフェアトレード機関からの承認を得なければならない。製品パッケージに記載されるフェアトレード説明文はシールを製品裏面に貼付するなどして、販売国の言語で表示されることが望ましい。

11. 販促物の申請

小規模ライセンスは認証ラベルを販促物、ウェブサイト等に掲載する場合、認証ラベルの使用申請を行い、FLJからの承認を得なければならない。小規模ライセンスは専用の申請フォーム (https://www.fairtrade-jp.org/about_us/media.php) から申請し、別途販促物のデータと共に (application@fairtrade-jp.org) へ提出すること。FLJは以下の項目について確認する。

- ① 申請された販促物が認証製品、フェアトレードと適切に関連づけられているか。
- ② 別途定める R-06 国際フェアトレード認証ラベル使用規定（一般）、または R-08 国際フェアトレード認証ラベル使用規定（コットン製品）、その他 FI が定めるガイドラインに従って、販促物が作成されているか。

| | | |
|-----------------------------|--------------|--------|
| Fairtrade Label Japan (FLJ) | Document No: | R-09 |
| 小規模ライセンス規定 | Version: | 3.0 |
| | Page: | 6 of 8 |

12. ライセンスにかかる料金

ライセンス契約を締結する際には、初回認証料が必要である。さらに小規模ライセンシーは、国際フェアトレード認証製品の販売量に応じ、認証ラベル使用料としてライセンス料および年間ライセンス認証料を納める義務がある。料金詳細に関しては R-02 料金規定を参照のこと。

13. 報告義務

小規模ライセンシーは毎年一月に、以下の項目につきオンラインシステム CONNECT より FLJ へ報告しなければならない。

- 認証製品販売量、数量合計
- 認証製品販売額の総額（価格課金の場合のみ）

14. 業務の委任

小規模ライセンシーは、製品・パッケージ申請、販売報告の提出、ライセンス料の支払い業務を他の認証組織へ委任することができる。ただし、小規模ライセンシーが認証ラベルの貼付されたライセンス製品を委任組織より直接購入している場合に限る。

委任する際には、必ず書面にて委任組織、委任内容を FLJ に通知し承認を得なければならない。

15. 監査受諾義務

FLJ は、ライセンス契約の履行状況、特に販売報告が正しいか否かを確認するため小規模ライセンシーに対して監査を行う。また、FLJ は、FLJ または FLJ が指定する公正・中立な第三者による監査を合理的な営業時間内に予告なく実施することができる。監査の詳細は、R-04 監査・認証規定を参照のこと。

16. 否認結果に関する再審査申請

小規模ライセンシーは、認証製品、販促物の否認結果に同意できない場合、最初の決定から 14 日以内に関 FLJ に再検討を申請することができる。FLJ は以下の手順に従って申請を処理するものとする。

① 再審査申請の受付

小規模ライセンシーは、メールにより再審査の申請を行う。

メール送付先: license@fairtrade-jp.org

② 再審査申請の受理及び通知

FLJ は、申請者に対し文書で受理した旨通知する。

③ 内容の審議

FLJ 事務局長は対応責任者を任命し、必要なすべての情報を収集し検証を行う。

④ 再審査申請に対する最終審議結果の通知

| | | |
|-----------------------------|--------------|--------|
| Fairtrade Label Japan (FLJ) | Document No: | R-09 |
| 小規模ライセンス規定 | Version: | 3.0 |
| | Page: | 7 of 8 |

対応責任者は、処理の結果を申請者に文書等で通知する。

⑤ 再審査申請処理の記録と保存

実施した処理に関する記録は文書化し保存する。

再審査の結果、製品申請が再度否認された場合、FLJはその製品に関する認証組織にその決定を通知するものとする。

17. ライセンス契約の解除および終了

FLJは、以下の場合ライセンス契約を終了することができる。特に④⑤の事実が発見された場合、FLJは発見後直ちにライセンス契約を終了する。

- ① 小規模ライセンシーのトレーダー認証が取消または仮認証が取消しになった時
- ② 販売報告の提出がなされない時
- ③ 度重なるライセンス料の不払いがある時
- ④ 小規模ライセンシーが不正な取引慣行に従事した事実が確認された時、また認証ラベルおよび国際フェアトレード認証のイメージと評判を否定する行動をした時。
- ⑤ フェアトレード以外の製品に、フェアトレード基準を満たしていることを消費者へ示唆する広告、マーケティング、プロモーション活動を行った時。
- ⑥ 認証ラベルの利用に関し、国際フェアトレード基準、または認証ラベル規定に逸脱した重大な違反が発見された時。

ライセンス契約を解除された小規模ライセンシーは、契約終了日より認証製品の販売を停止し、「国際フェアトレード認証」を示唆するすべての印刷物、および電子データを破棄しなくてはならない。

改定履歴

| Version | 日付 | 改定理由 |
|---------|-------------|---|
| 1 | 2009年11月1日 | 新規作成 |
| 2 | 2013年11月25日 | 小規模ライセンシー定義、料金の改定 |
| 2.2 | 2015年1月1日 | <ul style="list-style-type: none"> ・規定書番号の変更 (R-009 から R-09) ・「小規模ライセンシー規定」から「国際フェアトレード認証ラベル小規模ライセンシー規定」へ規定書名称を変更 ・監査・認証システムの変更を反映 ・R-01 用語規定 V3.0 の変更を反映 |
| 3.0 | 2022年8月10日 | Requirements for Licensing Body V2.0 の要求事項を反映 |